

日建協が考える標準工期とは



日建協が考える標準工期とは



民間建築工事における「適正な」工期とは、一体どのような工期なのでしょう？

近年、建設投資額の減少から受注競争は激化しており、工期が受注のための競争条件となっている場合があります。発注者が望む工期で建物を完成させることが建設業者の使命であることは間違いありません。しかし、過度に短い工期で施工することは、作業所で働く組合員の労働環境の悪化につながると考えられます。適正な施工を行うために、適切な工期設定が必要なことは、下記のガイドラインでも示されていますが、その具体的な基準については示されてはいません。

日建協では、民間建築工事において「適正な」工期を判断できることが作業所の労働環境の改善につながると考え、標準的な工期として「稼働日」と「不稼働日」を明確にした「日建協標準工期」を策定しました。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（抜粋）国土交通省 平成 23 年 8 月

- ① 受注者が適正な施工を行うためには、施工内容に応じた適切な工期設定が必要である。
- ② 発注者においては、適正な予定工期を検討することが必要である。

「建設産業における生産システム合理化指針」（抜粋）建設省 平成 3 年 2 月

優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備に努めること。

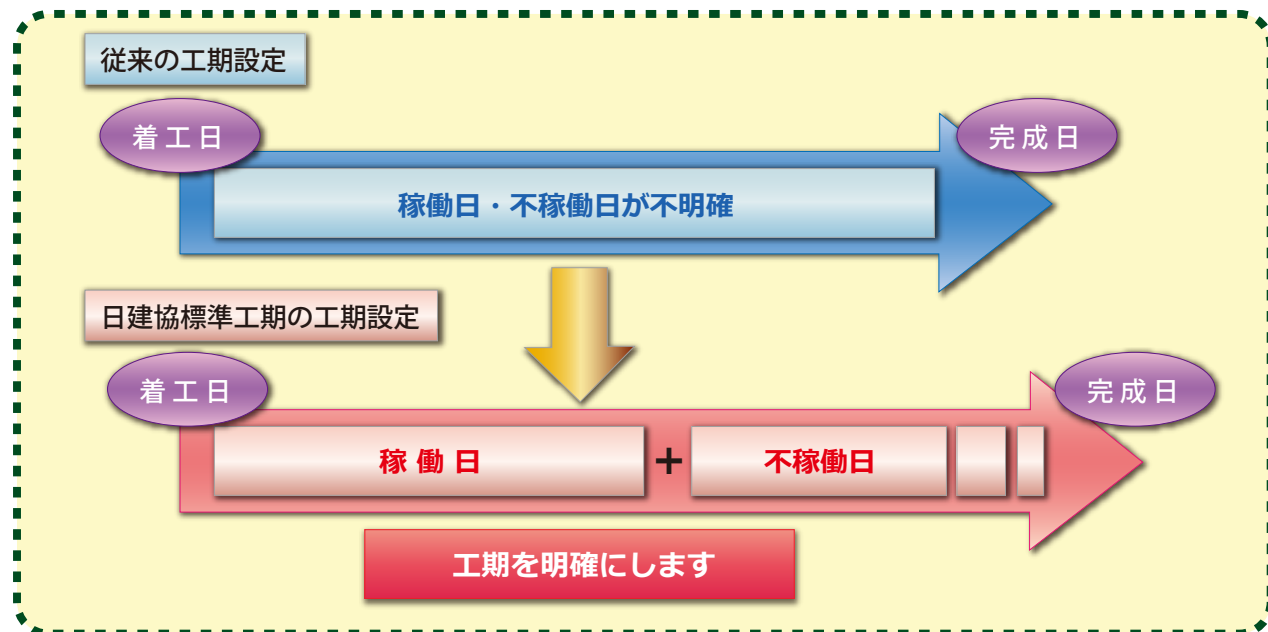
1 「適正な」工期とは

公共建築工事では、工期を設定する際に作業できる「稼働日」、作業できない日や 4 週 8 休を含む休日などの「不稼働日」を明確に分けるルールがあります。一方、民間建築工事では「稼働日」や「不稼働日」を明確にするルールはなく、契約書に「着工日・完成日・引渡日」を記載することだけが建設業法で定められているルールとなっています。

日建協は、民間建築工事においても「稼働日」と「不稼働日」※1を明確にし、合わせて全体の工期とすることが「適正な」工期になると考えます。「不稼働日」を確保することで長時間労働が抑制され、健康不安や若年層の離職を減らし、作業所の労働環境の改善につながることが期待できます。

※ 1 「不稼働日」とは、土曜日・日曜日・祝祭日・GW・夏期休暇・年末年始休暇などと「降雨や降雪などの天候によって作業できない日（作業不能日）」を合わせたものです。

【日建協標準工期の考え方】



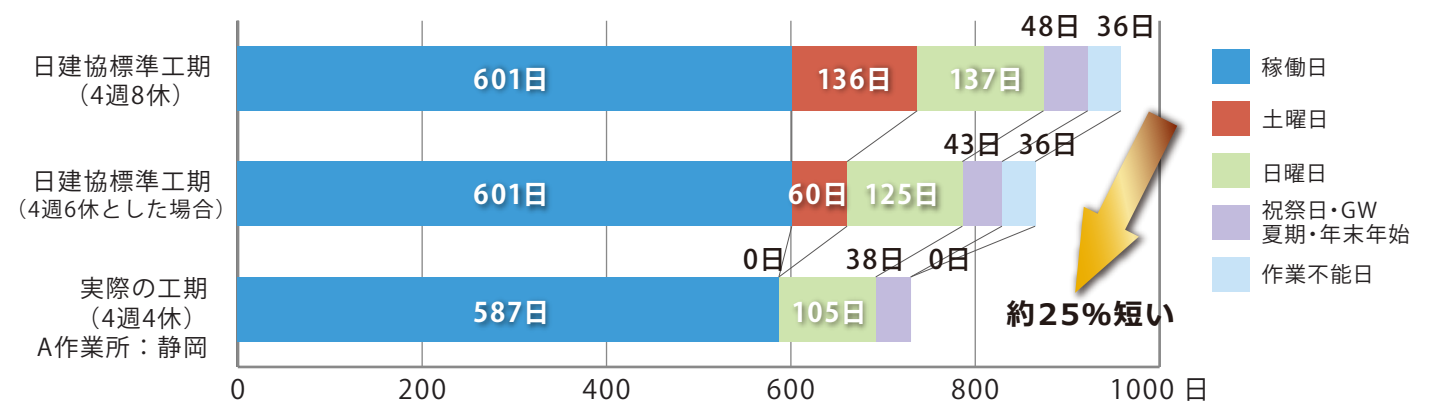
2 日建協標準工期の算出方法

はじめに「稼働日」を算定するため、組合員が従事する割合の高い、① 4 階～ 20 階までの中高層 RC 造マンション、② 延床面積 21,000 m²以下の 2 つの条件で、107 作業所の稼働日と延床面積の関係を調べました。そして、「稼働日」から土日・祝祭日・長期休暇等をカレンダーで計算し、作業不能日数を加えて「不稼働日」を算定し、はじめに算定した「稼働日」とあわせ、全体の工期を算出しています。



3 日建協標準工期と実際の工期を比較

工期を明確にしたことで他の工事と「稼働日」や「不稼働日」を比較することができます。実際の工期（実際のマンション工事）と比較すると、稼働日はほぼ変わりありませんが、不稼働日が少ないことがわかります。特に「土曜日」「作業不能日」については極端に差があり、実際の工期は日建協標準工期と比較して約 25%短い工期で施工していることがわかります。



	合計日数	稼働日	土曜日	日曜日	祝祭日・GW 夏期・年末年始	作業不能日
日建協標準工期 (4 週 8 休)	958 日	601 日	136 日	137 日	48 日	36 日
日建協標準工期 (4 週 6 休とした場合)	865 日	601 日	60 日	125 日	43 日	36 日
実際の工期 (4 週 4 休) 【静岡県・A作業所 RC 造マンション 130 戸・14 階】	730 日	587 日	0 日	105 日	38 日	0 日